

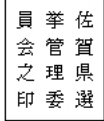
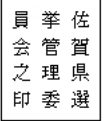
佐賀県選挙管理委員会告示第38号

佐賀県選挙管理委員会規程（昭和27年佐賀県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月16日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(公印の種類等)			(公印の種類等)		
第22条 公印の種類、ひな型及び寸法は、次のとおりとする。			第22条 公印の種類、ひな型及び寸法は、次のとおりとする。		
種類	ひな型	寸法 (方ミリメートル)	種類	ひな型	寸法 (方ミリメートル)
佐賀県選挙管理委員会 之印		30	佐賀県選挙管理委員会 之印		30
		24			<u>12</u>
略			略		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。